

# 為替予約によるヘッジ会計の批判的考察

奥田英治

## I. はじめに

日本の貿易取引の大半は外貨建てで行われており、円は避難通貨として為替変動幅が大きい。そのため日本企業は、取引通貨と自国（域内）通貨がほぼ一致する米欧企業や、自国通貨が安定している国々の企業に較べ、格段に高い為替リスクに晒されている<sup>1)</sup>。日本企業が負うこの為替変動リスクは、取引決済の通貨を企業自らが選択したことによるが、より根本的には日本経済の構造的特性によって生じている。日本企業はこの為替変動リスクに対して、主に為替予約によってヘッジを行っている<sup>2)</sup>。

日本の現行ヘッジ会計は、「繰延ヘッジ会計」を原則的処理方法とし、為替予約によるヘッジについては実務に配慮して「振当処理」を「当分の間」認めている。そこでは「時価ヘッジ」が「ヘッジ会計の方法」として認められていないため、「時価ヘッジ」と「投機」の区別があいまいになっている。「繰延ヘッジ会計」では、為替予約をまず金融商品として計上したうえで、ヘッジ対象との認識・測定ズレを解消するため、為替予約の時価評価額を純資産に計上し繰延べる。そのため、為替予約の時価評価額が直接企業価値に影響するような印象を与える。また、「繰延ヘッジ損益」からの振替については、①ヘッジ対象の簿価の調整となる「簿価調整」、②損益計算書への「リサイクリング」、③「振当処理」による振替という3通りがあって、「繰延ヘッジ損益」勘定の内訳構成は幅転している。

そこで本稿では、現行の「為替予約によるヘッジ会計」のもつこのような難点を克服するために、ヘッジという企業の行為<sup>3)</sup>を、企業内分業としての会計労働<sup>4)</sup>がどのように認識し、測定し、伝達するかという会計労働の観点から考察する。この観点によれば、為替リスク管理の経済実態に適った会計処理を示すことが可能となる。なお、本稿では、会計労働という語を、会計人<sup>5)</sup>、とくに企業の会計部門が企業内分業として行う労働という意味で用いる。

## II. ヘッジ行為とヘッジ会計—会計労働の視点から—

企業における期間損益の計算は、発生費用の見積り、固定資産の減価償却（償却方法の選択、耐用年数の見積り）、棚卸資産原価の計算（計算方法の選択、期末仕掛品の計算等）、貸

## 為替予約によるヘッジ会計の批判的考察

倒や退職給付の引当金計算などにおいて様々な予測を前提としており、ある会計期間の絶対的な真実としての損益をその期末時点で計算することは不可能である。そのため企業の会計部門は、自らが作成する財務情報を他の分業を担う生産・営業・管理部門などの業務執行諸部門に伝達<sup>6)</sup>し、各部門が担当する事業の状況、固定資産の稼働計画、与信政策、生産計画、人員計画などとの整合性の検証を経たうえで期間損益を確定している。つまり企業の財務情報の確からしさは、分業を遡行し部門を超えて関係し合う「協働」によって高められているといえる<sup>7)</sup>。したがって会計を、単に取引を認識、測定、伝達する分業という視点だけではなく、生産・営業・管理部門など他部門との「協働」という視点から考察することが可能となる<sup>8)</sup>。

為替予約によるヘッジ会計を会計労働の視点からみると、ヘッジ行為は、為替予約という金融商品の取得としてではなく、ヘッジ対象とヘッジ手段を一对とするリスク管理行為と捉えることができる。ヘッジという行為は将来の取引に伴うリスクへの対応であるため正確な計算が困難であり、さらにヘッジの対象、目的、手段は多様である。それゆえ、為替リスク管理の経済実態を反映した会計処理は、会計部門とヘッジ対象・ヘッジ手段の取引を実行する部門、およびリスク管理を行う部門などとの「協働」によってはじめて適切に行うことができる。

### Ⅲ. 日本の現行ヘッジ会計

#### 1. 為替予約による現行ヘッジ会計とその特徴

企業が行う外貨建取引の会計処理は「外貨建取引等会計処理基準」に則って行われる。同基準は、「外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する」が、為替予約を利用した為替ヘッジについては、「外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係が『金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書』における『ヘッジ会計の要件』を充たしている場合には、当該外貨建取引についてヘッジ会計を適用することができる」としている（企業会計審議会 [1999a] 一、1）。

さらに同基準は、「ヘッジ会計を適用する場合には、金融商品に係る会計基準における『ヘッジ会計の方法』によるほか、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引及び金銭債権債務等を換算し直物相場との差額を期間配分する方法（以下「振当処理」という）によることができる」（企業会計審議会 [1999b] 注6）と規定し、「ヘッジ会計の要件」と「ヘッジ会計の方法」を「金融商品会計基準」に委ねながらも「外貨建取引等会計処理基準」に定める「振当処理」をも同時に認めている。

したがって、企業が為替変動リスクを為替予約によりヘッジした場合には、ヘッジ会計の原則的処理方法である「繰延ヘッジ」または「振当処理」のいずれかによって会計処理する

図表 1 為替予約に係る現行会計処理

ヘッジ対象	振当処理	繰延ヘッジ（原則的処理）
外貨建金銭債権債務（認識済）	○債権債務に予約レートを振当てる ○直先差額を期間按分する	○ヘッジ対象およびヘッジ手段の期末レートによる換算額を損益計算書に計上する（「時価ヘッジ」だが「ヘッジ会計」ではない）
予定取引（未認識）	○為替予約の時価評価額を繰り延べ、予定取引実行時にヘッジ対象に予約レートを振当てる ○直先差額は期間按分するが、これを省略することも可（例外処理）	○為替予約の時価評価額を繰り延べ、ヘッジ対象の損益計上に合わせて損益に計上する ○ヘッジ対象が資産の取得である場合は、繰延損益を資産に振り替えて簿価修正を行う

出所（著者作成）

ことになる。ただし、「振当処理」は、実務に対する配慮から「当分の間」認められているものであって、「実務上の制約がなくなったとき」は「適宜、当該経過措置の見直しを行なう」（企業会計基準委員会〔2008〕第 43, 44 項）という位置づけである。

現行の会計処理をまとめたものが図表 1 である。

## 2. 日本の現行ヘッジ会計の問題点

「金融商品会計基準」は、「ヘッジ会計」を「ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理」（企業会計基準委員会〔2008〕第 29 項）であると、会計技術的観点から定義している。したがって、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る時価評価額がそれぞれ同一会計期間の損益計算書に計上される「時価ヘッジ」は、「その他有価証券」を除いて「ヘッジ会計」に該当しないことになる。「ヘッジ会計に該当しない」という点では、「時価ヘッジ」と「投機」は同じ扱いになり、たとえばデリバティブの期末残高を「ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引」と「ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引」に区分する現行の開示では、後者の中に「投機」と「時価ヘッジ」がともに含まれることになる。

「金融商品会計基準」に定める「繰延ヘッジ」と「外貨建取引等会計処理基準」に定める「振当処理」は、相互に異なった立場に立っている。つまり前者は金融商品という「経済財」から出発するのに対し、後者は外貨建取引という「取引」から出発するのである。たとえば、「振当処理」と「繰延ヘッジ」のうち「振当処理」が選択され、認識された外貨建債権債務に予約レートが振り当てられた場合、為替予約残高の時価評価額は開示されない。その理由は、予約レートはヘッジ対象に振り当てられてヘッジ対象と一体となっているからである。

また、ヘッジ対象が予定取引の場合、「振当処理」または「繰延ヘッジ」のいずれにおい

## 為替予約によるヘッジ会計の批判的考察

ても、為替予約の期末時価評価額は「繰延ヘッジ損益」に計上される。「繰延ヘッジ損益」は、ヘッジ対象が資産の取得であれば資産の簿価修正がなされ、ヘッジ対象に係る為替損益が直ちに損益に計上される場合はそれに合わせて損益に振り替えられる（リサイクリング）。この振替は「組替調整」として開示されるが、さらに「振当処理」の場合は「実務に対する配慮から認められてきた特例的な処理」であるので「組替調整額及びこれに準じた開示は必要ない」（企業会計基準委員会〔2013〕第31項（2））とされる。この結果「繰延ヘッジ損益」勘定は、振替処理の異なる三つの損益から構成されることになり輻輳している。ちなみに、IFRSにおいても簿価修正が認められるが、これは「グロス表示をネット表示にするための技術的な振替」であるので、「その他の包括利益から当期純利益へのリサイクリングには該当しない」とされている（山田辰巳〔2015〕149頁）。

## IV. 米国の現行ヘッジ会計

### 1. 米国基準によるヘッジ会計とその特徴

米国基準による外貨建取引と為替ヘッジの会計処理の関係は、図表2が示すとおりである。

図表2 為替ヘッジに対するヘッジ会計の適用関係（米国基準）

ヘッジ会計の方法 外貨建取引の種類	フェア・バリュー ・ヘッジ	キャッシュ・フロー ・ヘッジ
認識された外貨建資産負債	○	○
未認識の外貨建確定コミットメント	○	○
外貨建予定取引	X	○

出所（Perera, H. & Douplik, T. [2015] pp. 339-380 を参考に著者作成）

上表の「フェア・バリュー・ヘッジ」を「時価ヘッジ」、 「キャッシュ・フロー・ヘッジ」を「繰延ヘッジ」と読み替えて日本の「金融商品会計基準」と比較すると、米国基準の特徴は、「時価ヘッジ」が「ヘッジ会計の方法」として認められていること、「未認識の外貨建確定コミットメント」（以下「確定コミットメント」）については、ヘッジ時に両建てではなく取引の時価がネットで計上されること、「認識された外貨建資産負債」と「確定コミットメント」については「時価ヘッジ」だけでなく「繰延ヘッジ」も適用が認められること、「予定取引」に対しては「繰延ヘッジ」のみが適用されること、および、ヘッジ対象が資産の場合、「繰延ヘッジ損益」は資産の「簿価修正」には充てられず、ヘッジ対象の簿価は取引時の直物レートで換算され、これに基づく減価償却・原価算入などに対応する額が「繰延ヘッジ損益」から損益計算書に振り替えられ相殺されることである。なお「予定取引」とは、

日本基準では「確定コミットメント」を含むが、米国基準では「確定コミットメントではないが、発生すると予想される取引」であって、企業の将来の便益の現在の権利（または将来の取引の現在の義務）は生じない取引のことをいう（長谷川茂男 [2015] 796 頁）。

## 2. 米国基準によるヘッジ会計の問題点

「認識された外貨建資産負債」と「確定コミットメント」については、「フェア・バリュー・ヘッジ」だけでなく「キャッシュ・フロー・ヘッジ」が認められる。「キャッシュ・フロー・ヘッジ」は、ヘッジ対象の時価は変動しない（あるいは計上されない）けれども金利が変動する変動利付債券などの金融商品について、そのキャッシュ・フローを確定しようとするものである<sup>9)</sup>。したがって、為替変動によってヘッジ対象にも換算差損益が発生するにもかかわらず、時価は変動しないという「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の定義に平仄を合わせるために、「繰延ヘッジ損益」から同額を損益計算書に振り替えて相殺する会計技術的な処理が必要となる<sup>10)</sup>。

「繰延ヘッジ損益」は「その他包括利益」として純資産の部に計上される。ヘッジ対象が減価償却資産である場合、「繰延ヘッジ損益」は簿価修正ではなく減価償却費計上に合せて損益に直接振り替えられるので、減価償却終了までの間「その他包括利益」に計上され続けることになる。「繰延ヘッジ損益」は「ヘッジ対象の損益が実現したときには損益相打ちとなる性格のものであり、ストレートに株主持分や企業価値の一部となるものではない」ため、これを純資産の部に計上することは、「ミスリーディング情報となる恐れがある」（藤田敬司 [2006] 199 頁）と批判されている。簿価修正を行わない米国基準では、「繰延ヘッジ損益」残高が一定期間継続するため、「繰延ヘッジ損益」勘定残高の内容が複雑となり、「ミスリーディング」の恐れがさらに増幅されることになる。

## V. 為替予約によるヘッジ会計のあるべき形態

本稿は、為替予約によるヘッジ会計を、為替予約という金融商品の購入という観点からではなく、ヘッジという行為を対象とする会計労働という観点から考察するものであり、この考察によって導かれる会計処理の形態を「為替予約によるヘッジ会計のあるべき形態」と呼ぶ。以下、外貨建てで航空機を購入するという将来取引をヘッジ対象とする為替予約のモデルを設定して、為替予約によるヘッジ会計のあるべき形態を示してみたい。

### 1. 為替予約のモデル

いま、外貨建てで同価格の航空機を 10 機、半期末毎に 1 機取得し、その代金は前渡金 5 % を 3 ヶ月毎に 7 回、引渡時に残り 65 % を米ドルで支払うという契約を締結し、これに対



為替予約によるヘッジ会計の批判的考察

して、支払日の属する半期末の3年前から20% / 半期、2年前から18% / 半期、1年前から12% / 半期というペースで米ドル買予約するというヘッジ戦略を採るものとする。

図表3 支払スケジュール

引渡期	支払期		t <sup>-2</sup> 年度		t <sup>-1</sup> 年度		t年度		t <sup>+1</sup> 年度		t <sup>+2</sup> 年度		t <sup>+3</sup> 年度		t <sup>+4</sup> 年度		合計
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
1号機	t年度上半期末			10%	10%	10%	70%										100%
2号機	t年度下半期末				10%	10%	70%										100%
3号機	t <sup>+1</sup> 年度上半期末					10%	10%	10%	70%								100%
4号機	t <sup>+1</sup> 年度下半期末						10%	10%	10%	70%							100%
5号機	t <sup>+2</sup> 年度上半期末							10%	10%	10%	70%						100%
6号機	t <sup>+2</sup> 年度下半期末								10%	10%	10%	70%					100%
7号機	t <sup>+3</sup> 年度上半期末									10%	10%	10%	70%				100%
8号機	t <sup>+3</sup> 年度下半期末										10%	10%	10%	70%			100%
9号機	t <sup>+4</sup> 年度上半期末											10%	10%	10%	70%		100%
10号機	t <sup>+4</sup> 年度下半期末												10%	10%	10%	70%	100%
		4	0%	10%	20%	30%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	90%	80%	70%	-

(出所：図表3、4、5は筆者作成)

図表4 為替予約実行方針

為替予約時期	支払期		t <sup>-2</sup> 年度		t <sup>-1</sup> 年度		t年度		t <sup>+1</sup> 年度		t <sup>+2</sup> 年度		t <sup>+3</sup> 年度		t <sup>+4</sup> 年度		
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
t <sup>-4</sup> 年度上半期末			20%														
t <sup>-4</sup> 年度下半期末			20%														
t <sup>-3</sup> 年度上半期末			18%	20%	20%												
t <sup>-3</sup> 年度下半期末			18%	18%	20%	20%											
t <sup>-2</sup> 年度上半期末			12%	18%	18%	20%	20%										
t <sup>-2</sup> 年度下半期末			12%	12%	18%	18%	20%	20%									
t <sup>-1</sup> 年度上半期末				12%	12%	18%	18%	20%	20%								
t <sup>-1</sup> 年度下半期末					12%	12%	18%	18%	20%	20%							
t年度上半期末						12%	12%	18%	18%	20%	20%						
t年度下半期末							12%	12%	18%	18%	20%	20%					
t <sup>+1</sup> 年度上半期末								12%	12%	18%	18%	20%	20%				
t <sup>+1</sup> 年度下半期末									12%	12%	18%	18%	20%	20%			
t <sup>+2</sup> 年度上半期末										12%	12%	18%	18%	20%	20%		
t <sup>+2</sup> 年度下半期末											12%	12%	18%	18%	20%	20%	
t <sup>+3</sup> 年度上半期末												12%	12%	18%	18%	18%	18%
t <sup>+3</sup> 年度下半期末													12%	12%	12%	18%	18%
t <sup>+4</sup> 年度上半期末																12%	12%
t <sup>+4</sup> 年度下半期末																	12%
			0%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

図表5 1号機 (t年度上半期末引渡し) の支払と為替予約

為替予約時期	支払期		t <sup>-2</sup> 年度		t <sup>-1</sup> 年度		t年度		合計	
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	当半期計	累計
t <sup>-4</sup> 年度上半期				10%	10%	10%	70%		2.0%	2.0%
t <sup>-4</sup> 年度下半期				2.0%	2.0%				4.0%	6.0%
t <sup>-3</sup> 年度上半期				1.8%	2.0%	2.0%			5.8%	11.8%
t <sup>-3</sup> 年度下半期				1.8%	1.8%	2.0%	14.0%		19.6%	31.4%
t <sup>-2</sup> 年度上半期				1.2%	1.8%	1.8%	14.0%		18.8%	50.2%
t <sup>-2</sup> 年度下半期				1.2%	1.2%	1.8%	12.6%		16.8%	67.0%
t <sup>-1</sup> 年度上半期					1.2%	1.2%	12.6%		15.0%	82.0%
t <sup>-1</sup> 年度下半期						1.2%	8.4%		9.6%	91.6%
t年度上半期							8.4%		8.4%	100.0%
			0%	10%	10%	10%	70%	0%	100%	

上記の表はそれぞれ、支払スケジュール (図表3)、ヘッジ方針 (図表4)、および1号機の為替予約の構成 (図表5) を表わしている。

図表 5 にみられる通り、 $t$  年度上半期に引渡される 1 号機についての  $t^{-2}$  年度下半期の前渡金 10% は、 $t^{-4}$  年度上半期から  $t^{-2}$  年度下半期にわたって、また  $t^{-1}$  年度上半期の前渡金 10% は、 $t^{-4}$  年度下半期から  $t^{-1}$  年度上半期にわたって予約されることになる。この結果、1 号機全体の米ドル建て購入額は、 $t^{-4}$  年度上半期（8 半期前）に 2%、 $t^{-4}$  年度下半期（7 半期前）に 4%、 $t^{-3}$  年度上半期（6 半期前）に 5.8%、 $t^{-3}$  年度下半期（5 半期前）に 19.6%、などの比率で為替予約されたことになり、引渡し前 4 年半にわたる為替レートの加重平均となることを示している。

## 2. 「為替予約によるヘッジ会計のあるべき形態」による仕訳と開示

航空機購入に対する為替ヘッジの上記モデルに即して「為替予約によるヘッジ会計のあるべき形態」における仕訳を示せば、以下のとおりである。

・為替予約時： 為替予約というヘッジ手段と将来の代金支払というヘッジ対象を一对のものとするヘッジ行為を認識して仕訳する。

(借方) ドル買予約	xx	(貸方) 円投予約	xx
航空機発注	xxx	契約支払	xxx

・前渡金支払時： 為替予約の実行とドル支払を仕訳する。

(借方) 円投予約	xx	(貸方) 現預金(円)	xx
現預金(ドル)	xxx	ドル買予約	xxx
契約支払	xxxx	現預金(ドル)	xxxx
前渡金	xxxxx	航空機発注	xxxxx

・航空機引渡時： 前渡金から航空機に振替仕訳する。

(借方) 航空機	xxxxxx	(貸方) 前渡金	xxxxxx
----------	--------	----------	--------

上記の仕訳にみるように、為替予約によるヘッジを行った時点で、予定取引（「航空機発注」）、外貨建のヘッジ対象（「契約支払」）およびヘッジ手段である為替予約（外貨建の「ドル買予約」）および円建ての「円投予約」が認識され、貸借対照表に計上される。また、外貨建ヘッジ対象（「契約支払」）と外貨建ヘッジ手段（「ドル買予約」）についての換算損益が損益計算書で相殺される。なお、時の経過による現在価値の変動等は省略している。

## 3. 「為替予約によるヘッジ会計のあるべき形態」の基本的特徴

「為替予約によるヘッジ会計のあるべき形態」は、次の五つの基本的特徴をもっている。

第一に、ヘッジ対象である外貨建取引とヘッジ手段である為替予約という二つを同時に認

## 為替予約によるヘッジ会計の批判的考察

識する二取引基準に基づくものでありながら、二つの取引を実質的に一つの取引とみるのではなく、ヘッジ行為を構成する一対の取引として捉える。

一般に、ヘッジ会計はヘッジ行為の巧拙を評価し報告すべきであるといわれ、予約レートとヘッジ対象の実現時（支払時）の直物レートとの比較によって論じられることが多い。しかし、企業のリスク管理上、為替リスクをヘッジしないで外貨換算を取引時の市場任せにすることは、為替リスクをとる投機に等しいとされる。そうであるなら、取引時の直物レートと為替予約レートの比較によってヘッジの巧拙を評価することは、ヘッジを行わなかった場合＝投機と比較することになる。上記の航空機購入のモデルでみたように、あえてヘッジの巧拙の評価をしようとするなら、契約時から外貨支払時までの平均為替レートと予約レートの比較、つまり為替予約しようとした期間の平均レートと予約レートの比較によってヘッジの巧拙を評価するのが理論的である。為替予約の時価評価額は、ヘッジの巧拙を表わすものというより、ヘッジ対象の評価損益を相殺するというヘッジ行為を構成するものとして扱われるべきである。

第二に、ヘッジ対象とヘッジ手段を、ヘッジを行った時点で認識する。ヘッジ対象取引の実現時（引渡あるいは支払時）ではなく、ヘッジを行った時点まで取引の認識時点を早めるという点では契約会計のひとつであるが、ヘッジ対象の認識の時点ヘッジ対象取引の契約時点ではなく、ヘッジ行為の時点、すなわち為替予約の締結時とする。その理由は、ヘッジ行為によって、ヘッジ対象である取引の実行可能性およびその対価の確定性が、ヘッジ対象の契約時よりも一層高まっていることである。

第三に、ヘッジが行われた時点で、ヘッジ対象とヘッジ手段の双方を現在価値で測定する。ヘッジ対象である資産等の簿価はこれで確定する。

第四に、ヘッジ対象およびヘッジ手段はともに貸借対照表に計上され、その換算差額および時価評価差額は損益計算書に計上され相殺される。すなわち、認識された外貨建債権債務を対象とする為替ヘッジだけでなく、将来取引を対象とする為替ヘッジにも「時価ヘッジ」が全面的に適用される<sup>11)</sup>。

第五に、ヘッジ目的の為替予約はヘッジ対象と一対で会計処理されるので、ヘッジ対象が存在しない投機とは明確に区別される。また、「時価ヘッジ」を「ヘッジ会計の方法」と認めることで、デリバティブ取引の期末残高の開示にあたり、「ヘッジの要件」を充たす為替予約は「ヘッジ会計が適用されている」ものに含まれることになる。

## VI. むすび

本稿で筆者は、ヘッジ手段である為替予約を、金融商品というモノの取得としてではなく、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益を相殺して為替リスクを削減するヘッジ行為として捉え



たうえて、ヘッジ会計を、部門を超えて関係する「協働」を含む会計労働の視点から考察した。ヘッジが行われた時点でヘッジ対象とヘッジ手段を一体のものとして認識し「時価ヘッジ」を適用することによって、為替予約の時価評価損益を「繰延ヘッジ損益」として繰り延べる必要はなくなる。また、「時価ヘッジ」を「ヘッジの方法」とすることで、ヘッジと投機は区別して開示される。これらの結果、企業が行う為替予約によるヘッジ行為は、ヘッジ対象の為替リスクとこれをヘッジする為替予約のヘッジ状況が的確に財務諸表に反映され、企業の為替リスク管理の経済実態を捉えることができる。

#### 注

- 1) 日本は輸出輸入ともに世界貿易額の第4位をしめる貿易立国であるが、その取引通貨の自国通貨建（円建は輸出の35.6%、輸入の20.6%）が、欧米諸国（米国は輸出99.8%、輸入92.8%）に比べて著しく低いのが特徴となっている（日本貿易振興機構 [2016] 8頁、船井総研 [2014] 41-44頁）。
- 2) たとえば、日本経済新聞、2017年6月22/23日付記事「為替前線を行く 上・下」は、為替予約によって為替変動リスクを抑制する輸入企業、および半年先までの外貨キャッシュ・フローの半分を為替予約する輸出企業などの為替戦略について報じている。
- 3) 石川純治と陣内良昭は、経済財（economic resources）だけでなく経済活動（economic activities）も会計の対象となりうると指摘している（Ishikawa, J. & Jinnai, Y. [1983] p.413）。
- 4) 陣内良昭は、会計という行為についても、「会計を労働と認識することによって、分業概念を会計理論に効果的に導入できる」（Jinnai, Y. [2011] p.382）として、生産労働と会計労働、会計労働内での分業、さらには社会的分業としての会計という把握を論じている。
- 5) 井尻雄士は、会計責任の観点から、会計を「(1) 会計責任の履行者（accountor）、(2) 会計責任の受益者（accountee）、(3) 会計責任の報告者としての会計人（accountant）」という三者の間の三元関係から考察し、会計人は「会計責任の履行者と受益者の仲介人として会計責任の関係に参加する」とみなす。会計人とは、監査人や会計基準設定機関とともに「実際の会計担当者」を含む総称であると指摘している（井尻雄士 [1976] 序文 i-ii 頁）。
- 6) 伝達には「一方的過程たる『送る』（transmit）という意味と相互的・共同的過程たる『共有する』（share）というふたつの意味が含まれて」といわれる。（陣内良昭 [1984] 153-154頁）。
- 7) 岩田巖は、利潤計算における事実と計算の照合という視点から、「損益法と財産法の全面的結合関係こそ、企業会計の本来の正しい計算構造」（岩田巖 [1956] 165頁）であるとする。しかし、「経営規模の拡大化、財産構成の複雑化に禍されて」、「財産法を抛棄したのは已むを得ない」が、会計士が「財産法の担い手」として、「会計士の監査によってこれを解決している」（同 167頁）と主張している。
- 8) 今村仁司は、「対象化ではなく非対象化としての労働、アソシアションとしてのひきつけあう力、ないし社会関係」を、対象化ではない「もうひとつの労働」とよび、「もうひとつの労働」によって、「対象化としての労働が快樂（プレジール）に転化する」と述べている（今村仁司 [1981] 258頁）。筆者は、「分業の廻行=協働」は「もうひとつの労働」にあたる考える。

## 為替予約によるヘッジ会計の批判的考察

- 9) 斎藤静樹は、「なぜヘッジ会計が時価会計に還元されてしまわないのであろうか」という問題意識から、『キャッシュフローのヘッジ』という概念が、ひとつの手がかりになる」として、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」の考察を行っている。「キャッシュフローのリスクが問題とされるのは、変動金利商品のような時価の変わらないポジションか、さもなければ現時点ではポジションのない狭義の予定取引か、そのいずれかのケースと考えることができる。どちらにも共通しているのは、ポジションの価格変動ではなく、将来のキャッシュフローを待って投資の成果が決まる点であろう」と指摘し、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」を「時価会計」に収まりきらないものとして捉えている（斎藤静樹 [1996] 27-30 頁）。
- 10) IFRS では、「確定約定の為替リスクのヘッジのすべてに公正価値ヘッジ会計の適用を要求すると、予定取引の外貨キャッシュ・フロー・ヘッジが確定約定のヘッジとなる時にヘッジ関係の種類を公正価値ヘッジに変更することが必要となり、運用上の複雑性を生じさせる」ことから、「確定約定の為替リスクのヘッジ」については、「公正価値ヘッジとして会計処理することも、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理することもできるという取扱いとなっている」（山田辰巳 [2015] 142 頁）。筆者は、ヘッジを行なう時点でヘッジ対象を認識し「時価ヘッジ」に統一すべきと考える。また、IFRS では、「外貨建取引価格が固定されていても、為替レートの変動により機能通貨での受取額が変動する」ことをもって、為替予約が「キャッシュ・フロー・ヘッジ」ともなるとされているが（同上）、外貨建取引価格が一定でキャッシュ・フローが変動するのではなく、外貨建価格を円換算した時価が変動するとみるべきである。
- 11) 田口聡志は、「現行の会計基準では、予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジについては、繰延ヘッジ会計が原則とされているが、実は、繰延ヘッジ会計ではなく、時価ヘッジ会計によっても、ヘッジ活動の全体が会計上忠実に、かつ自然なかたちで描写できる」と指摘し、「現行制度が暗黙のうちにおいている所与の前提というものを、いったん取り外して考えることは大変重要である」という問題提起を行っている（田口聡志 [2008] 78-79 頁）。

## 参考文献

- 井尻雄士 [1976] 『会計測定理論』 東洋経済新報社。
- 今村仁司 [1981] 『労働のオントロジー』 勁草書房。
- 岩田巖 [1956] 『利潤計算原理』 同文館。
- 企業会計基準委員会 [2008] 「金融商品に関する会計基準」
- 企業会計基準委員会 [2013] 「包括利益の表示に関する会計基準」
- 企業会計審議会 [1999a] 「外貨建取引等会計処理基準」
- 企業会計審議会 [1999b] 「外貨建取引等会計処理基準注解」
- 斎藤静樹 [1996] 「時価会計とヘッジ会計—キャッシュフローのリスクとそのヘッジをめぐる一」  
『山本忠恕先生十三回忌追悼論文集』 税務経理協会。
- 陣内良昭 [1984] 「アカウントビリティの基礎的考察」『東京経大会誌』 第 139 号。
- 田口聡志 [2008] 「予定取引に係るキャッシュ・フロー・ヘッジ会計のもうひとつの考え方」『同志社商学』 第 60 巻第 1-2 号。
- 日本経済新聞 2017 年 6 月 22/3 日朝刊「投資情報」面。
- 日本貿易振興機構（ジェトロ） [2016] 『ジェトロ世界貿易投資報告 2016 年版』

- 長谷川茂男 [2015] 『米国財務会計基準の実務』 第 8 版, 中央経済社。
- 藤田啓司 [2006] 『資本・負債・デリバティブの会計』 中央経済社。
- 船井総研 [2014] 「資源・エネルギー輸入大国である我が国の為替リスク対策に関する調査」 経済産業省。
- 山田辰巳 [2015] 「IFRS 規定の背後にあるもの ヘッジ会計について (4)」 『税経通信』 Vol. 70, No. 6, 税務経理協会。
- Ishikawa, J. & Jinnai, Y. [1983] “A Theoretical Framework for Multiattribute Accounting”, *Fukuoka Daigaku Shogaku Ronso*, Vol. 27, No. 3.
- Jinnai, Y. [2011] “Rethinking the relationship of accounting to labour and capital”, *International Journal of Economics and Accounting*, Vol. 2, No. 4.
- Perera, H. & Douppnik, T. [2015] *International Accounting*, 4th Edition, McGraw-Hill Education.